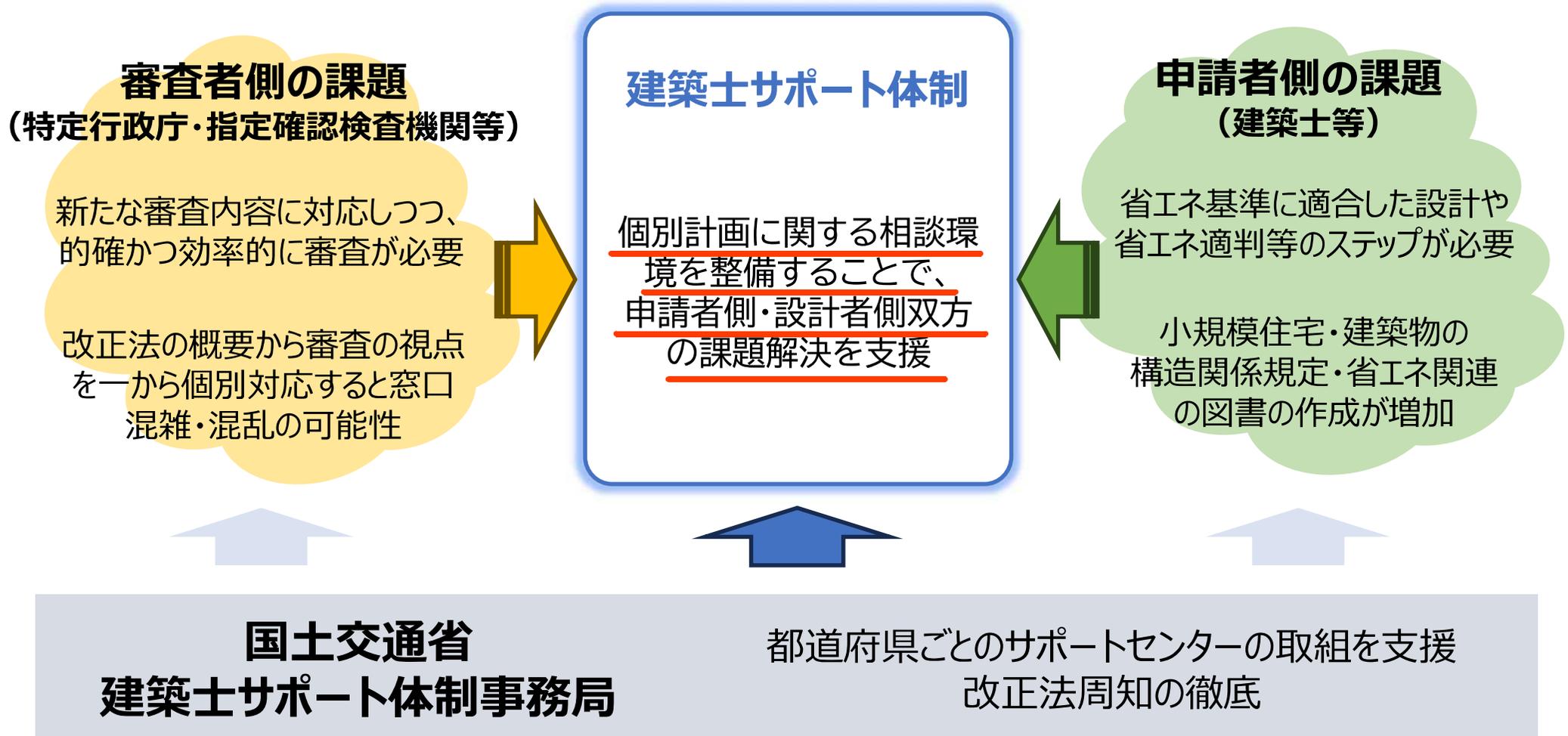


1. (1) サポート体制確保の目的

- 改正法周知のため、国においても講習会等の開催、解説動画の配信を行っているが、なお特定行政庁や指定確認検査機関等の窓口でフォローしきれない申請者（建築士等）の困りごとを相談できる体制（以下「サポート体制」という。）を全都道府県で構築し、建築確認手続き等が滞ることのないようにすることが目的。

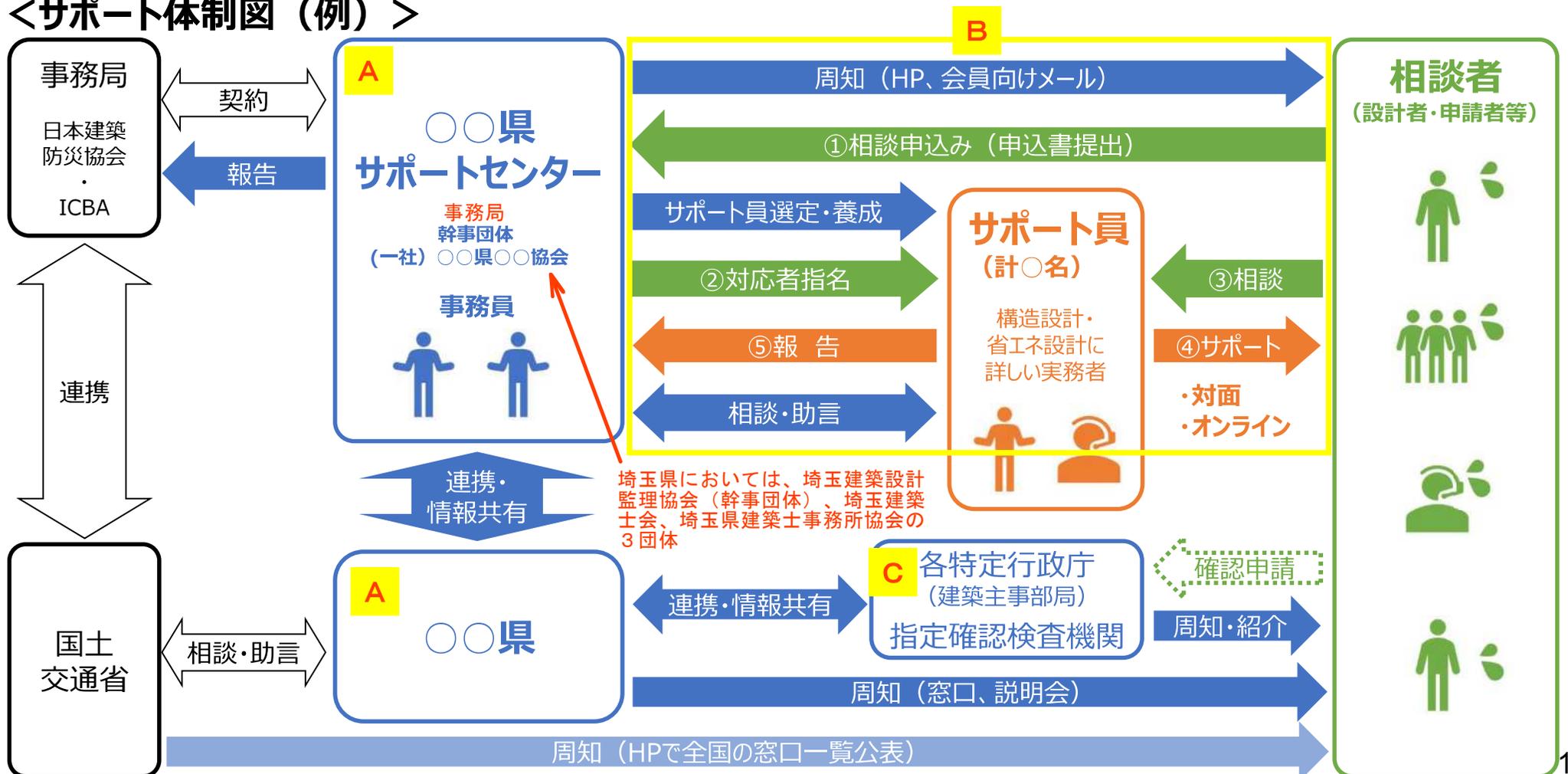
<サポート体制確保による効果>



サポート体制図(イメージ)

- 都道府県単位で建築士の個別サポートを行うサポートセンターを開設し、建築士等の相談者からの求めに応じて、サポート員が個別サポートを行う。
- 都道府県や管内の確認申請窓口・審査者においても、サポート体制のバックアップ・情報連携を行い、サポート窓口の周知を行う。

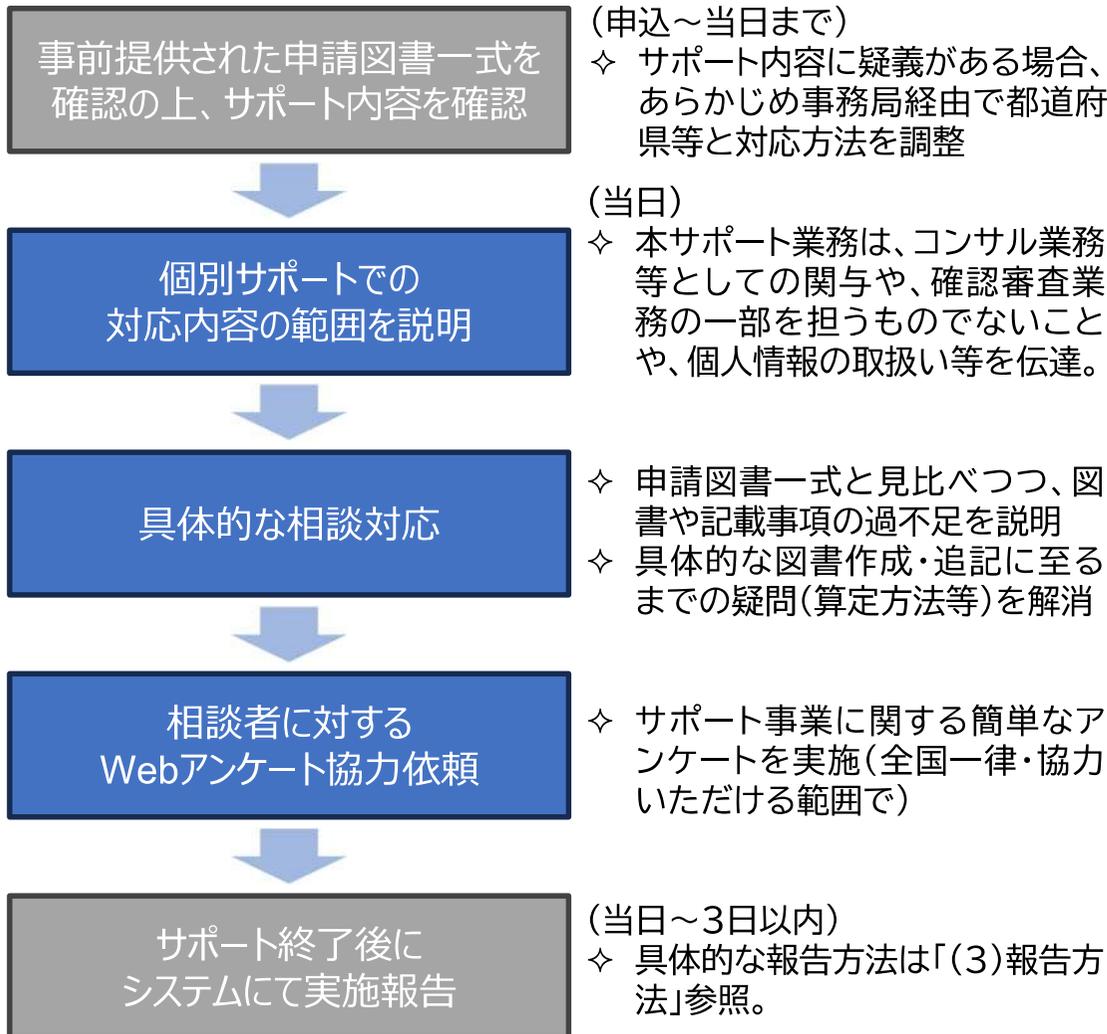
<サポート体制図(例)>



3. (2) 標準的なサポート業務の内容

- 個別サポート当日の流れや、具体的な対応内容を例示。
- サポートセンターごとに流れや対応内容を整理・相談者にわかりやすく示しておくことが望ましい。

<サポート当日の流れ>



<具体的な対応内容(例)>

① 新2号対応関係

- 新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法
- 既存建築物に増築等を行う場合の取扱いで配慮すべき点
- 完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

② 構造関係(経過措置あり)

- 壁量計算等の改正概要
- 設計支援ツールの参照先・参照方法
- 設計支援ツールへの入力方法・入力数値の選定方法

③ 省エネ関係

- 省エネ関連添付図書の種類及び記載方法
- 外皮計算シート・Webプロの参照先・参照方法
- 省エネ計算の種類と特徴
- 仕様基準によるチェック方法・記載方法
- 省エネ適判の手続き方法
- 省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

【留意点】

- サポート業務によって、設計者や確認審査を行う者との間で、設計者の業務や確認審査業務の一部をサポート員が担ったり、責任を負ったりするものではない。
- 地域の取扱いや運用への配慮は、都道府県が主体となり、関係者意見も踏まえ対応範囲をあらかじめ調整する。